

東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱要領

(昭和 61 年 5 月 26 日区民部長決裁)

(目的)

第 1 この要領は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 に規定する住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付並びに住民票記載事項証明書の交付及び法第 20 条に基づく戸籍の附票の写しの交付(以下「住民基本台帳閲覧等」という。)に関する事務についての取扱いを定めることにより、プライバシー保護等を図るとともに適切円滑な事務処理に資することを目的とする。

(住民基本台帳閲覧等の請求等)

第 2 住民基本台帳閲覧等の請求及び申出(以下「請求等」という。)については、申請書を提出させるものとする。

2 前項の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 住民基本台帳の閲覧を請求等する場合は、法第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和 60 年自治省令第 28 号。以下「住民票省令」という。)第 1 条、第 2 条及び第 3 条に定める事項。ただし、住民票省令第 3 条に定める場合にあつては、同条に定める事項
- (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付を請求等する場合は、法第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 12 条の 3 第 4 項及び住民票省令第 4 条第 2 項、第 13 条第 2 項に定める事項
- (3) 戸籍の附票の写しの交付を請求等する場合は、法第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 12 条の 3 第 4 項及び戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除籍の写しの交付に関する省令(昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号。以下「戸籍の附票省令」という。)第 1 条、第 5 条、第 7 条及び第 10 条に定める事項

(住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付)

第 3 住民基本台帳の閲覧の請求等があつた場合においては、次に掲げる事項を記載した住民基本台帳の一部を専用端末により、閲覧に供するものとする。

- (1) 氏名(旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、住民票に通称の記載された外国人住民にあつては、氏名及び通称)
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所

2 住民票の写しの交付の請求等があつた場合においては、特別の請求がある場合を除き、次に掲げる事項を省略した写しを交付するものとする。

- (1) 日本の国籍を有する者にあつては、法第 7 条第 4 号、第 5 号及び第 8 号の

2 から第 14 号までに掲げる事項の全部又は一部

(2) 外国人住民にあつては、法第 7 条第 4 号、第 8 号の 2 及び第 10 号から第 14 号（通称を除く。）までに掲げる事項、国籍・地域並びに法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項の全部又は一部

(3) 法第 7 条に規定する記載事項以外の事項

(4) 消除された従前の表示

3 住民票記載事項証明書の交付の請求等があつた場合において、請求者自ら証明用紙を持参した場合には、原則としてこれに証明し、交付するものとする。

（請求等する者の代理人等が権限を明らかにする方法）

第 4 請求等をする者の代理人等が権限を明らかにする方法は、次の各号による。

(1) 住民票の写し及び住民票の除票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付を請求等する場合は、住民票省令第 6 条及び第 12 条並びに第 15 条及び第 21 条に定める方法

(2) 戸籍の附票の写しの交付を請求等する場合は、戸籍の附票省令第 3 条、第 9 条及び第 10 条に定める方法

（誓約書の提出）

第 5 すべての住民又は不特定多数の住民に係る住民基本台帳閲覧の請求等をするときは、誓約書を申請書とともに提出させるものとする。

第 6 （削除）

（確認内容の補記）

第 7 第 4 に規定する確認をしたときは、その内容及び方法を申請書の余白等に記載又は確認した書類の写しを添付するものとする。

（請求に応じない場合）

第 8 住民基本台帳閲覧等の請求等があつた場合において、次に掲げる事由の one に該当するときは、当該請求等に応じないものとする。

(1) （削除）

(2) 執務に支障があると認められるとき

(3) 天災等により住民基本台帳又は戸籍の附票が亡失し、又はき損したとき

(4) 住民基本台帳閲覧等の請求等する者が手数料を納付しないとき

(5) 多数の者が一時に住民基本台帳閲覧等の請求等し、その使用が競合したとき

（郵便又は電話による請求等の取扱い）

第 9 郵便による住民基本台帳閲覧等の請求等があつた場合において、原則とし

て第2及び第3の2から第8までの規定に準じて取り扱うものとする。

- 2 電話による住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する照会については、原則として応じないものとする。

(消除された住民票及び戸籍の附票の閲覧等)

第10 消除された住民票(改製原住民票を含む。)及び戸籍の附票の閲覧の請求等には応じないものとする。

- 2 消除された住民票(改製原住民票を含む。)及び戸籍の附票の写しの交付の請求等があった場合においては、第2及び第3の2から第9までの規定に準じて取り扱うものとする。

(様式)

第11 第2(第10の2において準用する場合を含む。)の申請書の様式は前記第2の2の(2)に掲げる事項を満たすものとする。ただし、法第22条から法第25条(郵送による届出は除く。)、法第30条の46から法第30条の49に規定する届出及び法第14条第2項に規定する申出と同時に法第12条に基づき住民票の申請をする場合は東京都板橋区住民基本台帳事務取扱規則(昭和62年3月31日東京都板橋区規則第23号)第4条に規定する別記第1号様式及び別記第1号様式の2を使用することができる。

戸籍の附票の写しの交付に関する申請書については「戸籍証明等交付請求書」をもって

これにあてるものとする。

- 2 第5の誓約書の様式は別記第1号様式を例とする。

第12 (削除)

付 則

- 1 この要領は、昭和61年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成23年8月15日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱
要領に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱
要領に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱
要領に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱
要領に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の東京都板橋区住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱
要領に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

誓 約 書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項については、住民基本台帳閲覧申出書に記載した「閲覧事項の利用目的」以外の用途に用いないことはもとより「対象者」に対しては、その基本的人権を尊重し一切迷惑をかけることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

〈申出者〉 住 所 板橋区

氏 名 (法人名及び代表者名)

電 話

〈閲覧者〉 氏 名

氏 名